地方分権による都市自治の確立に関する要望

各都市が住民の声と地域特性を生かした個性豊かな活力ある都市づくりを推進するためには、地方分権による都市自治の確立が不可欠である。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

1.住民に身近な事務を中心とする大幅な権限移譲を行うとともに、これに見合った税財源の移譲を行うこと。

また、国の関与等については、都市自治体の事務負担軽減に鑑み、その見直しを図ること。

- 2.地方分権推進委員会においては、地方分権推進計画に基づき、その施策の実施状況を適切に監視すること。
- 3.国からの法定外公共物の譲渡については、その事務負担の軽減を図るとともに、所要の財政措置を講ずること。
- 4. 市町村合併により、国と都市の行政機関の管轄区域に不整合が生じている地域については、住民の一体感を醸成するため、関係行政機関が相互に連携できるよう、管轄区域の整合を図ること。

また、広域連合に対する財政措置を拡充すること。

5. 雇用・能力開発機構等からの施設譲渡については、都市自治体の 実態に鑑み、財政支援等所要の措置を講ずること。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓として、大規模災害に対する防災対策等の 一層の充実強化が強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を早急に講ぜられたい。

1. 地震防災対策特別措置法による、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策強化の諸事業を実施しているところであるが、 平成 13 年度以降についてもこれまでと同様に補助率の特別措置を 継続するとともに、十分な財政措置を講ずること。

また、同法による地震に関する調査及び研究を引き続き推進する こと。

2.災害時における避難施設になりうる公共・公用施設、災害拠点施設、社会的基盤施設の安全性の強化等に対する財政措置の充実を図ること。

また、災害時における緊急輸送手段の確保のため、河川に輸送施設の整備を図ること。

- 3.消防・防災施設整備及び設備整備に対する財政措置の充実強化を 図ること。
- 4.市民の防災意識の高揚や防災訓練等の実施、地域の自主防災組織の育成に関する取組み等に対する財政措置の拡充を図ること。
- 5.被災者支援制度を充実するとともに、被害認定に係る基準の明確 化等を図ること。
- 6.阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受けた被災自治体の復興

対策に対する措置を今後も十分に講じること。

新・全国総合開発計画等の推進に関する要望

21世紀にふさわしい国土づくりを進めていくためには、地域の活性 化を図り国土の均衡ある発展を実現することが必要である。

よって、国は、一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」に盛り込まれた諸施策等の早期実現に向けて、積極的な推進を図ること。

新産業都市及び工業整備特別地域都市 の建設促進に関する要望

新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法については、 平成 12 年度末で現行計画が終了し、国の財政上の特別措置が期限切れとなる。

しかし、これまでそれぞれの地域の活性化方策として大きな成果を 上げており、「基本計画」に基づく諸事業は未だ継続中である。

よって、国は、現行の新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法を存続するとともに、平成 12 年度末で期限切れとなる財政特別措置法による国の財政上の特別措置を延長するなど、指定地区に支障がないよう特段の措置を講ずること。

北方領土の復帰促進に関する要望

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島のいわゆる北方領土の早期復帰は、日本国民すべての悲願である。

よって、国は、北方領土に関する我が国の基本方針に基づき、引き 続き、強力な外交交渉を行い、北方領土の復帰促進を図ること。

外国人登録制度等の改善に関する要望

外国人登録制度については、平成11年8月に公布された「外国人登録法の一部を改正する法律」により、在留外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化等が図られたところであるが、更なる改善が求められている。

よって、国は、国会における附帯決議を踏まえ、本邦在留外国人の負担軽減を図るため、なお一層の制度改善に向け、調査研究に努めること。

また、国際化の進展により増加している不法入国者等については、 より効果的な対策を講じること。

情報化施策の推進等に関する要望

近年、我が国においては、住民ニーズの多様化、あるいは情報通信機器の発達により、行政サービスの広域化、自動化、手続きの簡素・効率化が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. 住民サービスの向上、行政の簡素効率化に資するための住民基本台帳ネットワークシステムについて、その整備推進を図るため、必要な設備の整備や運営等について所要の財政措置を講ずること。

また、個人情報の保護については、万全の措置を講ずること。

2. 戸籍法の改正により可能となった市町村における戸籍事務の コンピュータ化等を促進するため、機器の導入に要する経費につ いて財政支援の充実を図ること。

また、これら機器のリース契約についても法の整備を行うこと。

- 3. 電子メディアを利用した市民と行政の情報交流システムの導入等について、支援事業の充実とさらなる財政措置の拡充を図ること。
- 4. NTT通話区域の見直しにあたり、社会、経済圏の広域化等を 十分に考慮し、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単位料 金区域の設定を図るなど、利用者の利便性の向上と料金格差の是 正に努めること。

政治資金制度の改善に関する要望

個人による政治活動への寄附については、租税特別措置法で所得税額の特別控除の優遇措置が図られている。

しかしながら、政令指定都市以外の市長に関する団体への寄附は その対象とされていないため、個人による政治活動に関する寄附を 奨励する上で、不公平観が生じている。

よって、国は、個人の政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇 措置を指定都市以外の市長についても、対象となるよう関係法令を 改正すること。

住民訴訟制度の改善に関する要望

住民訴訟制度については、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為により地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としており、住民の直接参政手段、地方公共団体の利益を擁護する手段、違法又は不当な地方財務会計の管理・運営に対する司法統制の手段として意義のあるものと考える。

しかしながら、昨今、住民訴訟をめぐって、先行行為の違法性など の訴訟対象のあり方や代位請求住民訴訟に関しての訴訟参加、さらに は応訴費用の負担のあり方等のさまざまな問題が提起されているとこ るである。

よって、国は、このような実態を踏まえ、住民訴訟制度に関する諸 問題について検討のうえ、必要な措置を講ずること。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とし、「第4次国土調査事業十箇年計画」に基づき推進された地籍調査は、平成 11 年度で終了し、今年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき調査が継続される。

しかしながら、都市自治体においては、費用算定単価等の問題により大きな財政負担を強いられ、また事務処理が煩雑であり、膨大な時間と人員を要することからも、調査が進まない状況にある。

よって、国は、地籍調査事業の推進のため、必要かつ十分な予算措置を講じ、同事業の補助対象についても実態に即して改善を図ること。

郵便官署における公金収納取扱の改善に関する要望

郵便官署における公金収納取扱いについては、平成9年5月に制度 の改善を図られたところである。しかしながら、今なお民間の金融機 関と大きな格差がある。

よって、国は、公金収納手数料及び公金振替処理日数について、更なる改善を図ること。

青少年対策に関する要望

21世紀に向けて我が国社会全体が歴史的な転換期にある中、少子化、情報化、国際化、地域社会の変容等青少年を取巻く環境も大きく変化している。

このような中、最近の青少年をめぐる問題は深刻な状況にあり、もはや学校教育のみで解決できる問題ではなく、家庭や地域など我が国社会を挙げて一体となり真剣に取組むことが必要である。

よって、国は、青少年の健全育成と非行防止に向けた施策を総合的に推進するとともに、青少年補導センターへの財政措置を拡充する等、 青少年対策の充実強化を図ること。

新たな再任用制度に関する要望

地方公務員の新たな再任用制度を盛り込んだ「地方公務員法の一部を改正する法律」が平成 11 年 7 月 22 日公布され、平成 13 年 4 月 1日から施行される。

これは、我が国が本格的な高齢社会を迎える中で、職員が長年培った能力・経験を有効に活用するとともに、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることが官民共通の課題となったことから制度化されたものである。

しかしながら、新規採用の抑制や職員の年齢構成に歪みが生じるなど、今後の組織や人事のあり方に影響を及ぼすものであり、また、現在の厳しい経済、雇用環境の中では住民の理解が得にくい状況もあり、その対応には十分な準備を必要とするものである。

よって、国は、各自治体における再任用制度の導入時期や再任用職員の定員管理等については、それぞれの実態に応じて対応することが可能となるよう適切に対処すること。

都市税源の充実確保に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1.地方分権の進展に伴う都市自治体の役割の増大を視野に入れ、地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への移譲など国と地方の税源配分の見直しを含む税制の抜本的な改革を進め、都市税源の充実強化を図ること。

いわゆる環境税制を導入する際は、環境対策に係る地方公共団体 の財政負担を勘案し、地方税とすること。

- 2. 市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が 広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有 する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。
- 3.固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図ること。
- 4.法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、 法人住民税の充実確保を図ること。
- 5. ゴルフ場利用税は、その10分の7が交付金としてゴルフ場所在 市町村に交付されており、関係都市の貴重な財源となっていること に鑑み、その充実確保を図ること。

6.軽自動車税の税率区分の見直しを図るとともに、自動車税との負担の均衡を考慮しつつ、税率の引上げを図ること。

また、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税のあり方について見直しを行うこと。

- 7.地方道路譲与税、自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど市町村道路財源の充実確保を図ること。
- 8.税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例については、引き続き見直しを図ること。

- 9.個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対す る均等割の非課税措置については、個人単位課税の観点からそのあ り方を見直すこと。
- 10. 長期にわたって税率が据え置かれている個人住民税均等割をはじめとする定額課税については、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。都市自治体においては、増大する行政需要に的確に対応するため、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているところであるが、地方交付税の総額が著しく不足する事態が続き、地方交付税が都市自治の安定的な運営を保障する財政調整制度として、将来にわたり十分に機能するかどうか懸念すらされる状態である。よって、国は、都市の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1.都市の財政運営に支障がないよう、地方交付税率の引上げ等により地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 2.基準財政需要額の算定に当たっては、都市的財政需要の実態に即し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等を図ること。

また、算定方法の簡素化について、引き続き、その推進を図ること。

- 3.地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。
- 4.国の一般会計を通すことなく、交付税特別会計への直接繰入れを図ること。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1.生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保すること。また、財政投融資制度の改革後においても、長期・ 低利の良質な資金の安定的確保を図ること。

なお、良質な資金の調達のために、公営企業金融公庫の資金調達 に対する政府保証を維持すること。

- 2.政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講ずることなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 3.起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図るとと もに、貸付利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。また、起債許可手続きの一層の簡素合理化を図ること。
- 4.減収補てん債の対象税目の拡大を図るとともに、その用途については、一般財源と同様の扱いとすること。

国庫補助負担金の整理合理化等に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の 一層の整理合理化等を進めるため、国は、次の事項について適切な措 置を講じられたい。

1.地方分権推進計画を踏まえ、国と地方の役割分担に即した国庫補助負担金の整理合理化を図ることとし、経費負担のあり方を見直すとともに、地方公共団体の事務として同化・定着している事業に係る国庫補助金を一般財源化する等、整理合理化を積極的に推進すること。

なお、この場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にするとともに、単なる地方への負担転嫁とならないよう、不交付団体を含めた的確な財政措置を講じること。

2.国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等については、社会経済の実態に即して随時見直しを行い、超過負担の解消を図ること。

また、交付申請のための事務手続等の簡素合理化や地域の実情に合わせた補助条件等の弾力的運用を図ること。

- 3.不交付団体に対する国庫補助負担金の調整措置を撤廃すること。
- 4.統合補助金化の一層の推進を図るとともに、地域の実情にあった 弾力的運用を図ること。

- 5.補助対象資産の他の用途への転用については、その有効活用を図るため、制度の弾力的運用を行うこと。
- 6.国庫負担金の交付時期については、事業の執行、資金計画に支障を生じさせることのないよう、その適正化を図ること。

ペイオフ解禁後の公金預金の保護に関する要望

いわゆるペイオフ解禁が行われると、地方公共団体の公金預金の保 護措置がなくなることとなる。

都市自治体の公金預金は、住民生活の安定向上等、都市自治体の行政執行のために多数の住民から預かっている共有財産ともいえるものである。また、ほとんどの都市自治体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用、中小企業等への制度融資に係る預託等、都市自治体としての使命遂行の一環として預入先を選択している。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金の払戻しが受けられなくなると、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとっては直ちに財政破綻につながる等、地方公共団体の行政執行に多大な支障が生じ、ひいては住民生活に大きな影響を与えることとなる。

ついては、国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、ペイオフ解禁後の公金預金の保護について必要な措置を講じられたい。

基地交付金等の充実確保に関する要望

基地所在都市は、広大な面積を占める基地が、都市計画の推進や都市の発展にとって妨げとなっているとともに、基地施設に係る固定資産税収入、米軍施設等に係る地方税収が得られず、その上、特別の財政需要等により厳しい行財政運営を強いられている。

また、基地の安定使用のためには、周辺住民の理解と協力が必要不可欠であり、本来、これら基地が所在することに起因する様々な不利益の防止・軽減は、当然国の責任において、広く国民全体の負担をもって適切に行われるべきである。

よって、国は、基地所在都市の行財政運営に支障を来たすことのないよう、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1.基地交付金について、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の 100 分の 1.4 に相当する所要の予算額を確保すること。
- 2.日米地位協定に関する法令により免除される合衆国軍隊の貨物船等に対する特別とん税に係る特別とん譲与税について財政上の補て ん措置を講じること。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な実施にあたり、国は、積極的な支援措置を行い、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

- 1.財政運営について
 - (1) 介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置を講じること。

また、短期入所に係る特別措置など国の制度変更による財政影響については、国の責任において負担すること。

なお、財政措置を講じるにあたっては、個々の都市自治体の実態に即した適切な措置を実施するほか、特に地方交付税不交付団体に対しても十分的確な措置を行うこと。

- (2) 国庫負担のうち調整交付金(5%)は、別枠とすること。 また、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- 2.介護サービス基盤の整備について
 - (1) 市町村老人保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めて基盤整備の推進を図るとともに、十分な財政措置を行うこと。
 - (2) 高齢者を中心とした市民の健康増進を図る介護予防及び生きがい活動に係る施策の充実を図るとともに、介護予防拠点整備事業

の継続をはじめ施設の整備に対し、必要な財政措置を講じること。

3.保険料について

- (1) 介護保険制度の円滑な運営において、財源の安定的確保のため、遺族年金をはじめすべての年金受給者について、特別徴収が可能となるようにすること。
- (2) 今後の高齢化率の上昇や基盤整備の推進などにより高額化が予想される3年後の保険料算定時においても、保険料水準の高騰を招くことのないよう、必要な措置を講じること。

4.保険給付について

- (1) 現場において混乱が生じないよう、医療保険や他の福祉施策との関係について具体的な運用方法を明らかにし、適正な運用がなされるようにすること。
- (2) 介護保険により提供されるサービスについては、利用者の状況 に応じ必要な量が保障されるよう、サービス利用限度額について 検討すること。
- (3) 介護サービス事業者の監視、介護サービスの評価、苦情処理について、国・県・市町村の制度上の役割分担を踏まえた体制を整備し、介護サービスの質の確保向上を図ること。
- (4) 全国統一的な取り組みが必要な事項については、国の方針を早期に明示すること。

5.要介護認定について

(1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員及び介護支援専門員等の研修・育成対策を積極的に推進すること。

また、介護認定審査会の委員報酬については、市町村の設定単価を補助基準額に用いるなど、地域性を加味すること。

(2) 要介護認定に関する1次判定ソフトを改善し、公平・公正な判断ができる要介護認定制度を確立すること。

また、痴呆性高齢者等の要介護認定については、早期に見直し、実態に即した統一的な判定基準を作成すること。

- (3) 訪問調査表や認定審査の判定、主治医意見書の内容・提出時期等のルール化を図り、要介護認定の円滑化を図ること。
- 6.低所得者対策について
 - (1) 低所得者に対する利用者負担の軽減措置、現行福祉制度によるサービス受給者に対する継続的な措置などによる財政負担については、国として十分な措置を行うこと。
 - (2) 低所得者についての総合的な対策をこれまでも要請しているが、 国の特別対策による自己負担の軽減策が新規認定の低所得者を対 象としていないことなどの問題が新たに生じているので、これら を含めて抜本的に検討し、国費による恒久的な対策を速やかに確 立すること。
- 7. 国保財政への支援について

介護保険制度の実施に伴い、国民健康保険への介護保険料上乗せによる収納率の低下が強く懸念されることから、国保の運営に支障が生じることのないよう収納率低下に対する十分な財政措置を講じること。

8.事務処理体制について

介護保険制度の施行に伴って必要となる人件費、事務費、電算処理システムの開発・改修等について、必要な財政措置を行うこと。

9. その他

- (1) 介護保険制度については、介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担、利用者負担等について、これまで以上に積極的な広報を行うこと。
- (2) 要介護認定により自立と判定された者等に対し、従来実施して いたサービスを継続して実施することが適当と認められる場合に は、介護予防、生活支援、いきがい対策等の観点から、所要の財 政支援措置を行うこと。
- (3) 在宅介護支援センターについては、本来の老人福祉法に基づく 業務に支障を来さないよう、財政支援措置を行うこと。
- (4) 特別養護老人ホームでは、要介護と認定されない場合でも、5年間は介護保険で給付することとしており、利用料も5年間は減免の特例を設けているが、入所者が医療施設に入院した場合でも、その適用の対象として継続するなど必要な措置を講じること。

(5) 介護保険施設とならない養護老人ホーム等の施設入所者に対しても、「住所地特例」の適用をすること。

また、養護老人ホームの在り方について所要の検討を行うこと。

- (6) 福祉保健医療関連の情報ネットワークシステム「ワムネット」 の構築については、都道府県単位の検索など効率的な利用ができ るよう改善を図ること。
- (7) 介護保険サービス指定事業者の指定にあたっては、都道府県と保険者である市町村と事前協議を行うなど適切な措置を講じること。
- (8) 介護保険制度の円滑な運営を図る観点から、介護休暇に係る休暇期間を延長すること。

廃棄物に関する要望

都市自治体においては、廃棄物にかかる諸問題についてそれぞれの地域の状況に応じて必要な対策を十分に講じていかなければならない。特に、ダイオキシン対策については、技術的諸問題を早期に解決するとともに、国の財政措置の大幅な拡充が必要である。また、発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえ、物質循環を目指した資源循環型社会を構築するため、事業者の責務を明らかにしつつ、広く国民一般、国、地方自治体がその役割分担に対応した総合的な廃棄物対策を推進することが重要である。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.ダイオキシン対策等廃棄物処理について
 - (1) ダイオキシン発生抑制のため、ダイオキシン類の発生メカニズムの解明、排出削減技術の開発、小規模な施設を含む廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (2) 廃棄物処理諸施設の整備を促進するため、所要予算額を確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備について、補助対象施設の範囲を拡大するとともに、土壌対策、焼却灰溶融化施設、ごみの固形燃

料化(RDF化施設)、廃棄物運搬中継・中間処理施設、周辺環境整備等について、国の財政措置を拡充すること。

特に、溶融スラグ化、RDF化等による再生資源の有効利用の推進及び処理施設整備に関わる国庫補助制度の大幅な充実を図ること。

- (3) ダイオキシン類に関する環境対策のために必要となる環境影響等の実態調査、測定体制の整備などについての財政措置を大幅に拡充すること。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成 14 年度以降の規制強化に対応できるよう民間廃棄物処理施設の運営、施設の改良及び新設に対し、必要な支援措置を講じること。
- (5) 公的主体の関与による廃棄物処理センターの整備を推進するとともに財政支援措置を講じること。
- (6) 廃棄物最終処分場設置にあたり環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施を義務づけること。
- (7) ごみ処理広域化計画に基づく、広域処理実施の基本計画策定費及び環境アセスメント等の調査費に対する財政支援措置を充実すること。
- (8) プラスチック製品の素材表示の義務化と環境への負荷の少ない製品開発の促進、廃プラスチック類の再資源化等、プラスチックである発生を抑制する措置を講じること。

- (9) 生ごみ処理機の助成などを実施している市町村に対する積極的な支援措置を講じること。
- (10) 長期的視野に立った広域的一般廃棄物最終処分場の確保を早期 に実現すること。
- (11) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関する広報の徹底、国民の理解を得るような環境整備を図るとともに、国民が安心できる廃棄物処理基準の明確化を図ること。
- 2.総合的な廃棄物政策等について
 - (1) 循環型社会形成推進基本法に基づき事業者をはじめとして国、 地方公共団体、国民が各々の責務を果たし、廃棄物の発生抑制・ 排出抑制をより一層徹底させ、廃棄物の減量化と資源の有効活用 を推進し、資源循環型社会を構築していくこと。
 - (2) 廃棄物の有効利用に関する技術開発を推進するとともに、リサイクル商品のマーケットの確保を図る施策を推進すること。
 - (3) 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法で再商品化義務が課されていない品目について、リサイクルルートを拡充すること。
 - (4) 乾電池やフロン含有製品など処理困難物の生産及び過剰包装の 抑制、事業者負担による回収やデポジット制の導入あるいは環境 への負荷を与える製品に対する法的規制を図ること。
 - (5) 古紙等の再商品化と再生製品の利用を促進するため、再生資源 物の安定流通対策を推進し、使用比率の向上、市場価格の安定化

を図ること。

- (6) 廃棄物を資源として循環していく地域社会づくりを一層進めるため、エコタウン事業を推進すること。
- 3.容器包装リサイクル法について
 - (1) 市町村の分別収集した容器包装廃棄物が円滑に再商品化されるよう必要な措置を講じること。
 - (2) 再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用の負担のあり方について見直しを図ること。
 - (3) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集に係る費用について財政支援措置の拡充を図ること。
 - (4) ペットボトルについては、市町村の分別収集量と再商品化量との乖離が生じ、特に保管に係る市町村の負担が増大していることから、指定法人及び事業者においてこれを保管する等の措置を講じるとともに、再商品化施設の整備促進・処理能力の拡充など必要な措置を早急に講じること。
 - (5) デポジット制の導入など事業者による自主回収の促進、容器包装使用量の削減、発生抑制のための事業者責任の強化・拡大を図ること。
 - (6) 分別収集・リサイクルしやすい製品の開発・製造、リサイクル費用の商品価格への適正な反映、識別表示・素材表示の推進、安定的な再商品化手法の確立、再生資源の需要の安定確保など循環型社

会形成のための諸施策を推進すること。

(7) 国、特定事業者、指定法人、市町村の意見交換・調整の場を設 けること。

4.家電リサイクル法について

(1) 制度の円滑な運用に資するため、指定引取場所、収集運搬料金、再商品化料金等について早期に決定するとともに、適切な情報提供を行うこと。

なお、指定引取場所については、市町村の収集運搬に係る負担 を考慮し、適正かつ十分な配置を行うこと。

(2) 不法投棄対策については国・事業者の責任により小売業者及び 国民への啓発を行うなど防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国及び事業者において負担すること。

- (3) 再商品化費用については、製品販売時における前払い制とすること。
- (4) 法の趣旨に基づき、小売業者・製造業者等による特定家庭用機器の回収から運搬、再商品化までの完結したリサイクルシステムの実現を図ること。

国民健康保険に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.医療保険制度の抜本改革について
 - (1) 国が保険者となって、すべての国民を通ずる医療保険制度へと 一本化すること。仮にその早急な実現が困難であれば、段階的な 措置として、当面は現在の保険者の組織は存続させながら、医療 保険に関する財政を一本化すること。
 - (2) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直し及び医療費適正化対策の 推進を図ること。
- 2. 平成 13 年度国保関係予算及び財政運営について
 - (1) 国保運営の困難な状況及び介護保険制度の実施を踏まえ、国保 関係予算の所要額を確保するとともに、国保財政安定化事業、精 神・結核の保険優先化に伴う国保財政負担増などについて、国保財 政の安定的運営のため十分な財政支援措置を講じること。
 - (2) 介護保険制度の実施に伴い、介護保険料上乗せによる収納率の低下が強く懸念されることから、国保の運営に支障が生じることのないよう収納率低下に対する十分な財政措置を講じること。
 - (3) 保険料(税)負担の平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう配慮すること。

- (4) 介護保険料の上乗せによる影響等を踏まえ、保険料(税)収納 割合による普通調整交付金の減額算定基準の緩和についてさらに 検討すること。
- (5) 保険料(税)の2割軽減制度の申請主義を廃止すること。
- (6) 葬祭費に対する財政支援措置を講じること。

3.老人保健医療費について

- (1) 老人保健医療費拠出金の算定における老人加入率の上限を直ちに撤廃すること。
- (2) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・県の負担金の概算交付額が当該年度の医療費支弁額を下回ることのないよう適正な交付を行うこと。

4.被保険者の資格得喪失等について

- (1) 年金被保険者の資格得喪情報を国保保険者においても利用できるよう制度化を図るとともに、被保険者の資格喪失について、 被用者保険者から国保保険者への通知義務の制度化についても検討を行うこと。
- (2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことによる過誤調整 については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理でき るようにするなど簡素化を図ること。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的 な措置を講じられたい。

1.新エンゼルプランをはじめとした保育サービス、雇用環境、母子保健、教育環境、住生活環境の整備等、子育て支援及び子育てと仕事の両立支援施策を総合的・計画的に推進するとともに、財政支援の充実を図ること。

2.保育対策について

(1) 多様な保育サービス、保育事業の各種助成制度の改善等、少子 化に対応した児童福祉事業の強化を図ること。

また、都市自治体が実施する育児負担軽減事業に対し、財政支援措置を講じること。

- (2) 乳児を多数受け入れている保育所が積極的に事業に取り組むことができるよう、年度当初から乳児の増加に対応できる保育士の加配等、必要な措置を講じること。
- (3) 保育所に係る費用徴収基準を引下げるなど、財政措置の充実を図ること。

また、保育所の職員配置基準を改善すること。

(4) 障害児保育対策事業の補助対象児童を拡充し、障害児保育の充 実を図ること。

- (5) 認可外保育施設に対する財政支援措置について配慮すること。
- (6) 公設民営保育所を民間施設給与等改善費の加算対象とすること。
- (7) 保育所と幼稚園の一元化について、抜本的・具体的な制度の見直しを早急に進めること。
- 3.児童の健全育成施策の充実を図ること。また、放課後児童健全育 成事業については、地域の実情に即した運営が可能となるよう、運 営費及び施設整備費に対する財政措置の充実等制度を拡充するこ と。
- 4. 児童養護施設への速やかな入所のため、月初日の措置児童数で事業費を算定する現行制度を改め、措置児童数の実態数で事業費の支 弁額を算定する方式とするなど、必要な措置を講じること。
- 5.児童福祉施設の施設整備、再整備、運営に対する財政支援措置を 充実すること。
- 6. 児童手当に係る支給年齢の更なる引上げ、支給額の引上げ及び所得制限の撤廃等制度の充実を図るとともに、制度改正に伴う地方負担に対し、事務費を含め、十分な財政措置を講じること。
- 7.児童扶養手当に係る所得制限の見直しを行うこと。また、支給対 象者を父子家庭まで拡大するなど、父子家庭対策を充実すること。
- 8. 若い世代の人々が希望を持って、安心して結婚、出産、育児ができるよう、従来からの固定的な男女の役割分業の是正及び雇用環境の整備を図ること。

- 9.乳幼児医療費に対する新たな財政措置を講じること。
- 10.少子化対策の観点から、人工受精、体外受精等の不妊治療について保険の対象とすること。
- 11 .平成 11 年度限りの措置として交付された少子化対策臨時特例交付 金について、平成 13 年度以降も継続すること。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.老人保健福祉について
 - (1) 市町村老人保健福祉計画の目標達成のために十分な財政措置を 講じるとともに、高齢者保健福祉施策の充実を図ること。
 - (2) 老人福祉施設、設備の整備について、個室加算割合を増やすとともに、補助単価、補助基準面積の改善及び財政措置の拡充を図ること。
 - (3) 高齢者対策の充実を図るため、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護婦及び保健婦等の処遇改善、養成及び確保のための諸施策を展開するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (4) 高齢者住宅整備資金貸付制度について、貸付要件の緩和を図る こと。
 - (5) 老人保健法に基づく保健事業に係る補助単価の改善等を図ること。また、がん検診事業については、適切な財政支援措置を図ること。

2. 障害者福祉について

(1) 障害者プランに沿った障害者福祉施策の積極的な展開を図るとともに、市町村障害者計画の実施に対する十分な財政措置を行

うこと。特に、精神障害者の自立と社会参加促進のため、就労支援をはじめ社会復帰・福祉施策の一層の充実を図ること。

- (2) 障害者小規模作業所に対する補助制度を拡充すること。
- (3) 重度、重複障害者への的確な対応のため、措置費の加算制度を 充実すること。
- (4) 重度身体障害児への訪問入浴サービス制度を創設すること。
- (5) 肢体不自由者及び身体機能障害者の日常生活動作を介助する 介助犬について、法定化等の必要な措置を行うこと。
- (6) 精神障害者に対する公共交通機関の運賃等の割引制度を設けるとともに、NHK放送受信料についても減免措置を講じるよう関係機関へ要請すること。また、身体障害者及び知的障害者を対象とした運賃割引の対象を拡大するよう関係機関へ要請すること。
- 3.生活保護基準の級地区分について地域の生活実態に促した改善を 図るとともに、財政措置の充実を図ること。
- 4.社会福祉施設整備に対する助成措置を充実すること。
- 5. 当該年度に減額調整され、翌年度に精算交付するとしている知的 障害者援護施設措置費、身体障害者保護費及び生活保護費に係る負 担金について、当該年度中の確実な交付を行うこと。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.市町村保健センターの管理運営費等に対し的確な財政措置を講じること。
- 2.地域住民の保健サービスを担う保健婦の増員に対する財政支援措置を講じること。
- 3.母子保健事業及び休日夜間救急センター運営費に対し適切な財政支援措置を講じること。
- 4. 重度心身障害児・者、母子家庭の医療費及び児童・生徒歯科医療費に対し財政措置を講じること。
- 5. 小児慢性特定疾患治療研究事業における糖尿病の対象年齢を20歳未満まで拡充すること。
- 6.病院事業債の元利償還金に対する普通交付税による財政措置を継続すること。
- 7 . インフルエンザを予防接種対象とするよう予防接種法の見直しを 図ること。
- 8.不法滞在外国人の未払い医療費に対する助成制度の充実を図ること。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営と充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.年金制度の改正に伴い、年金財源の確保を図るなど、年金受給者の生活に不安を招くことのないよう必要な措置を図ること。
- 2. 社会保険事務所保有データをオンラインにより市町村に提供する 仕組みを構築すること。
- 3.無年金者の救済・発生防止のための改善措置及び外国籍の無年金者等に対する救済措置を図ること。
- 4.国民年金に障害基礎年金3級を創設するとともに、支給対象とならない障害者の保険料支払い軽減化を図ること。

生活環境の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.環境ホルモン対策について
 - (1) 環境ホルモンの実態調査及び人体・生態系影響に関する試験研究の一層の促進を図り、その情報提供に努めるとともに、適切な対応策を早期に確立し、推進すること。

また、都市自治体が行う環境ホルモン実態調査に対する財政支援措置を講じること。

- (2) 環境ホルモン濃度、生体影響の効率的かつ安全・簡易な計測方法を確立すること。
- 2.有害化学物質についての情報を適切に開示するとともに、製造業者による有害化学物質毒性評価の責任の明確化及び第三者機関によるその監視体制を確立すること。
- 3. ディーゼル車等に対する排出ガス規制の長期目標の早期実現及び ディーゼル微粒子除去装置(DPF)の装着義務付け、軽油中の硫 黄分の低減、低公害車の普及促進を図るとともに、遮音壁の整備等、 自動車公害対策の充実強化を図ること。

また、大気汚染の改善状況を把握するため、監視体制の一層の充実強化を図ること。

- 4.水道事業の健全性確保について
 - (1) 簡易水道等施設整備費国庫補助採択基準の緩和を図ること。
 - (2) 健全な公営企業財政の確保のため、高料金対策借換債における 適用対象利率の引下げ等、借換債制度の充実を図ること。
 - (3) 水道管路近代化推進事業に対する、補助採択基準を緩和するとともに、増径鋳鉄管・給水管接合替工事についても補助対象とすること。
 - (4) 一般会計出資債のうち老朽配水管更新事業に対する償還費について、不交付団体を含めた財政支援措置を講じること。
 - (5) 水道水質検査費用に対する財政措置を拡充すること。
 - (6) 平成 12 年度末までの特別措置である上水道安全対策事業への 繰出制度を平成 13 年度以降も継続すること。
- 5 . 合併処理浄化槽設置整備事業について
 - (1) 合併処理浄化槽設置整備事業に係る所要の予算を大幅に増額し、要望基数を確保するとともに、補助制度の拡充を図ること。

また、補助基準額の改善、共同住宅・住宅団地等への整備のための補助対象要件の拡充、下水道事業計画区域内において下水道整備が当分の間見込まれない地域への合併処理浄化槽設置補助の対象年数の短縮を図ること。

(2) 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽撤去費に対する財政措置を講じるとともに、地域の

実態に応じて単独処理浄化槽の設置及び適正管理ができるよう配慮すること。

- (3) 処理水放流先の確保等について、関係省庁間で調整を図ること。
- 6.公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限を延長するとともに、公害防止計画における地域指定の期限切れとなる地域について、その延長を図ること。

また、ごみ処理施設の整備・更新等に対する財政支援措置の充実を図ること。

7.閉鎖性水域における水質保全に係る行動計画を積極的に支援するとともに、水質浄化対策を充実すること。

公立学校の施設整備に関する要望

公立学校の施設整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.公立学校施設の整備予算について、必要事業量を確保するとともに、財政措置の充実を図ること。
- 2. 大規模改造事業について、補助基本額上限の引上げ、単独のトイレ全面改造工事を補助対象とするなど補助制度の拡充を図ること。また、障害を有する児童・生徒の校内移動用エレベーターの設置

に係る財政措置については、一層の充実を図ること。

3.地震補強事業、危険建物改築事業について、補助制度の拡充を図ること。

また、校舎の一体的な整備を図るため、生徒急増期に増築された 校舎等の整備についても危険建物改築事業の対象とすること。

4.学校給食施設整備事業に対する補助基準面積、補助単価の引上げ及び補助対象品目の拡大など補助制度の充実を図ること。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 .学校教育の充実を図るため、新たな教職員配置改善計画を策定し、 教職員の配置改善を図ること。
- 2.学級編制基準の見直し、ティームティーチングの拡充などにより 教職員配置の充実を図り、少人数教育を推進すること。
- 3. 専任の司書教諭の配置について、小規模校も含めて措置すること。
- 4. 小学校専科教員の充実、養護教諭の複数配置の促進を図ること。
- 5. 複式学級解消のため、学級編制基準の改善を図ること。
- 6.特殊学級の学級編制基準を改善するとともに、重度の障害児が在 籍する学級への介助員の配置について措置すること。
- 7.帰国子女、外国人子女が多数在籍する学校への定数措置を拡大すること。
- 8.スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置の促進を図ること。
- 9.義務教育諸学校における教職員の給与費について、現行の国庫負担制度を堅持すること。
- 10. L D (学習障害) A D H D (注意欠陥・多動性障害) 等の児童・ 生徒に対する通級制度の確立を図ること。
- 11.情報教育関連機器整備、教材費に対する財政支援措置の充実を図

ること。

- 12.新しい学習指導要領の移行期間において「総合的な学習の時間」 を実施し、これまでの教科の枠を超えた特色ある教育が展開できる よう、所要経費について財政支援措置を講じること。
- 13.幼稚園の運営及び施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- 14.幼稚園と保育所の一元化について、抜本的・具体的な制度の見直しを早急に進めること。
- 15.義務教育諸学校等において児童、生徒または幼児の教育に供しているテレビのNHK放送受信料免除措置を継続すること。

社会教育の振興に関する要望

社会教育の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.科学的思考を身につけた創造性豊かな人材を育成する観点から、 市町村が実施する科学教育振興に係る事業に対する財政支援措置を 講じること。
- 2.公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備に対する 財政措置の拡充を図ること。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額を確保するとともに、 用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例 措置の充実を図ること。

また、史跡等保存に伴う公共施設移転用地の取得に対し財政措置を講じること。

2. 埋蔵文化財発掘調査事業に係る費用負担のあり方について明確化するとともに、補助制度の充実を図ること。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第8次下水道整備七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費
 - ・事業費を確保すること。

特に、雨水対策及び緊急下水道整備特定事業に必要な事業費を確保すること。

- 2.補助対象範囲を拡大するなど、国庫補助制度を拡充すること。
- 3.下水道事業債については、政府資金等を確保するとともに、償還期限の延長及び起債対象範囲の拡大等、貸付条件を緩和すること。

道路・街路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路及び街路を整備促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1.新道路整備五箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。

また、現行の道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源を増額し、道路整備費を拡充すること。

- 2. 幹線道路網の整備について
 - (1) 高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路網の整備を促進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、整備の遅れている地域の路線に重点を置き、早期に事業着工し、完成させること。
 - (2) 交通拠点へのアクセス道路及び都市の環状道路等の整備を促進し、道路ネットワークを強化するとともに、交通需要マネジメント(TDM)施策を推進すること。
 - (3) 地域一体振興整備事業等により、道路と広域物流拠点の一体的な整備を促進するとともに、開発型インターチェンジの建設に係る財政支援措置を講ずること。
 - (4) 高速自動車国道など有料道路の整備にあたっては、現行の全国

料金プール制度を堅持すること。

- (5) 平成 12 年度をもって終了する地方特定道路整備事業を継続すること。
- 3.街路事業の推進について
 - (1) 街路事業(土地区画整理・市街地再開発を含む)に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。
 - (2) 土地区画整理事業に対する、財政支援措置や税制上の優遇措置を拡充すること。
 - (3) 電線類の地中化を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、補助対象範囲を拡充すること。
- 4.災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 5.地域の振興、生活環境の向上等に資するために緊急地方道路整備 事業を推進するとともに、必要な国費・事業費を確保すること。
- 6. 遮音壁や大気汚染対策等を促進するため、沿道環境改善事業については、必要な事業費を確保すること。

都市公園等の整備促進に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を 促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第6次都市公園等整備7箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。
- 2.緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。

また、土地譲渡等に対する税制上の優遇措置を充実すること。

3.都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間が一致するよう、制度改正を行うこと。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第9次治水事業七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・ 事業費を確保すること。
- 2.第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進するため、 必要な国費・事業費を確保すること。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する 法律に基づき移転する住居等に対し必要な財政援助等をすること。

- 3.河川改修事業の推進及び排水機場等の整備に必要な事業費を確保すること。
- 4. 準用河川改修事業に係る国庫補助制度を拡充すること。
- 5.河川・湖沼における水質保全を推進し、安定した水資源を確保すること。
- 6.地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点を創出するため、水辺空間の整備を推進すること。
- 7.水需要に合わせた水利権の再分配等水利使用の弾力的運用を実現すること。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の 事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 2.高齢者等の安全で快適な生活を確保するために、シルバーハウジングプロジェクトの財政措置を拡充するとともに、基準面積の拡充等公営住宅における高齢者へ配慮した施策を充実すること。

また、高齢者向け民間優良賃貸住宅の建設に要する費用の充実と 税制上の優遇措置を講ずること。

- 3. 公営住宅の譲り受け希望者に対して円滑に譲渡が行えるよう、公営住宅法第44条第1項及び同法施行令第12条等による譲渡処分 承認基準を緩和すること。
- 4.公営住宅法改正による既存公営住宅の家賃収入減収対策として、 新家賃制度の家賃算定に係る各種係数を見直すこと。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の健全な発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.WTO交渉にあたっては、農林水産業の多面的機能や食料安全保障の重要性、さらには国内の農林水産政策の円滑な実施に配慮するとともに、輸出入国の権利義務バランスを確保すること。
- 2.食料・農業・農村基本法並びに基本計画に基づく施策の推進について
- (1)食料・農業・農村基本法並びに基本計画に即した諸事業が積極的に推進できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2)農業生産基盤整備事業に係る受益者負担を軽減するとともに、 市町村負担を軽減するため、財政支援措置を充実すること。 また、効率的な事業設計、事業発注を行うこと。
- (3)米の安定的供給と価格の安定化のため、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に基づく諸施策を充実強化すること。
- (4)農業経営の体質強化のため、後継者の育成・確保、新規就農者並びに担い手への支援対策等を充実すること。
- (5)担い手をはじめとする農村住民の定住を促進するための生活環境や都市と農村の交流基盤を整備するため、農村公園等の整備に対する財政支援を充実すること。

また、単独の施設整備についても補助対象とすること。

- 3.中山間地域振興対策について
- (1)中山間地域直接支払制度については市町村への充分な財源措置を講ずるとともに、事務負担の軽減すること。

また、地域の実情をふまえて、1 ha 以上の面的まとまり等の指定要件を緩和すること。

- (2)集落営農経営確立支援事業及び土地利用型農業活性化対策事業 について、事業採択基準の緩和など、中山間地域にも適応した制 度となるよう改善すること。
- 4.学校給食用牛乳を安定的に供給するため、必要な財政支援措置を講ずること。
- 5. 農業者年金制度の見直しにあたっては、受給者並びに加入者の不利益にならないよう配慮すること。
- 6.農業・漁業集落排水事業を推進するため、国庫補助制度を拡充するとともに、処理場用地取得に係る税制上の優遇措置を講ずること。
- 7.森林は国民生活に不可欠な木材を供給する一方、近年は、国土保全や環境維持など多様な機能が求められていることから、森林を持続的に維持するための公的助成、所有者に対する税制上の優遇措置を拡充すること。

また、森林に対する新たな政策を展開するため、基本法の見直し等をすること。

8.松くい虫の被害を防止し、松林を保全するため、広域的な一斉防除等強力な防除対策を講ずるとともに、財政支援措置を充実すること。

また、被害木の有効活用方法の研究開発を推進すること。

- 9.水産業を取り巻く社会経済情勢の変化と新たな海洋秩序に対応した諸施策を積極的に推進するため、早期に水産基本法を制定すること。
- 10. 産業廃棄物である漁業系廃棄物の処理対策を推進すること。

公共事業用地の確保等に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2.国有地及び旧国鉄用地の処分にあたっては、市町村へ優先的に払い下げるとともに、払い下げ価格について特段の措置を講ずること。
- 3.土地の一部を公共用地に提供した場合に生じた残地に対する損失補償を整備拡充すること。
- 4.公共事業の円滑な推進及び良好な生活環境を保全するため、建設 残土や港湾整備から発生する浚渫土の処分場用地の確保等に係る助 成措置を拡充すること。

また、建設残土等の再利用を促進すること。

- 5.相続税猶予期間中の農地等が公共事業用地として収用にかかった場合、その相続税等の税制上の優遇措置を拡大すること。
- 6. 土地開発公社保有地の処分について、柔軟に対応できるよう制度を改善すること。

また、土地開発公社による農地取得制限を緩和すること。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、次の 事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化(バリアフリー化)を促進するために、基本構想に基づいて実施される事業に対する都市の負担に対して地方財政措置を充実強化すること。

また、公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な予算を確保するとともに、公共交通事業者等に対する指導等を行うこと。

- 2. 整備新幹線について
 - (1)整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の調査を実施し、早期に着工すること。
 - (2) 建設に伴う地域の財政負担について適切な措置を講ずること。
 - (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。
 - (4) 新幹線新駅の設置にあたっては、沿線住民等地域の実情に配慮すること。
- 3. 軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の早期実用化を推進すること。

4 . 主要幹線鉄道、都市鉄道の高速化、複線化、路線延長及び地方鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

また、鉄道や道路の立体交差化等の整備促進に必要な予算を確保するとともに、円滑な実施が行われるよう工事委託料の引下げ、工事協議期間の簡素合理化及び精算方式の改善等についてJR各社に対し強力な指導を行うこと。

- 5.地域社会の形成及び生活交通確保のため必要不可欠な鉄道路線については、特段の財政支援措置等を講ずること。
- 6.地方バス路線維持対策等について
 - (1) 地域住民の生活に密着した地方バスの運行を維持するための補助制度を拡充すること。
 - (2) 需給調整規制の廃止に伴い、生活路線として必要な不採算路線 確保のため、公的助成(バスに替る乗合タクシー、コミュニティ バス等を含む)に対し十分な地方財政措置を講ずること。
 - (3) 需給調整規制の廃止に伴う路線バスの退出入については、地域の意見を十分考慮し、慎重に検討すること。
 - (4) 生活路線確保のため福祉バス(老人デイサービスセンター送迎車両等)が活用できるよう利用範囲を拡大すること。
- 7.港湾・海岸の整備を促進するため、平成13年度港湾・海岸関係予算を確保し、港湾整備七箇年計画及び海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

なお、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を弾力的に運用すること。

- 8.第7次空港整備七箇年計画を着実に推進するため、国費・事業費を確保するとともに、地域拠点空港及び地方空港の整備等を促進すること。
- 9.自転車駐車場及び自動車駐車場の整備を促進するため、施策を充実し、補助制度を拡充すること。

また、違法駐車対策を強力に推進すること。

- 10.使用済み自動車の路上放棄を防止するため、製造業者等による回収制度を創設するとともに、使用済み自動車の廃棄に係る関係法令を見直すこと。
- 11.交通需要マネジメント(TDM)施策を推進すること。
- 12.交通事故防止のため、四輪車を含む全車両の前照灯昼間点灯走行を義務付けること。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化のため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.中心市街地の活性化等について
 - (1) 中心市街地活性化対策を強力に推進するため、中心市街地活性 化対策関連予算を確保するとともに、都市等の取組みに対する総 合的、効率的支援策を講じること。

また、地域の自主的な取り組みに対し、税制面からの支援を行うこと。

なお、個性あるまちづくりを推進するため、実態に即した関係 法令の改正を行うこと。

- (2) 都市等が策定した基本計画に基づく事業の実施に対して、十分 な財政支援を行うこと。
- (3) 中心市街地整備推進機構(TMO)に係る施策を拡充するとともに、十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 中心市街地における事業継承者に対し、税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 第3セクター等による情報通信技術(IT)事業の補助制度の 拡充など、地域の情報化のための施策を推進すること。
- 2. 中小企業の経営を安定させるため、相談・融資制度を充実するこ

と。

また、産業集積・再配置のための施策を拡充するとともに、高度 化事業融資制度における融資利率の低減の継続及び既融資団体への 低減利率の適用を行うこと。

- 3.日本政策投資銀行における地域経済の自立的発展のための良質な資金を確保するとともに、出融資機能を充実等すること。
- 4. PFI手法の導入を促進するため、規制緩和をさらに推進するとともに、同事業に対する財政支援措置等を拡充強化すること。
- 5.新エネルギーの利用を促進するため、システム導入に対する補助制度を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。
- 6.公益事業の振興及び地方財政の健全化に資するため、日本自転車振興会及び自転車競技会に対する公営競技交付金を見直すこと。